平 成 ２ ８ 年 １ ２ 月
消費・安全局動物衛生課

リトアニア共和国の高病原性鳥インフルエンザの清浄性に関する リスク評価の概要について

１．背景

（１）2013 年８月、リトアニア共和国から同国産牛肉・家きん肉等の対日輸出の要請を接受し、同国家畜衛生当局（SFVS）との間で、同国からの牛肉等の輸入解禁にかかる評価を優先することについて合意し、本年３月に同評価が完了したことから、本年６月、リトアニアに対し家きん肉等の輸入解禁にかかる質問票を送付した。

（２）その後、回答の接受、追加質問の送付等により、リトアニアからの生鮮家きん肉等の輸入を解禁した場合の我が国への高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

（３）なお、リトアニアの家畜衛生体制については牛肉の輸入解禁にかかる評価時に既に評価済みであることから、本評価は、HPAI の防疫措置等に主眼をおいて実施した。

２．リトアニアにおける家きんの飼養状況等

（１）家きんの飼養羽数

リトアニアで飼養されている家きんのうち、85%は商業用農場で飼養されており、2016 年の商業用家きん農場の数、飼養されている家きん群数は以下のとおり。

＜表１：リトアニアの家きん農場数及び群数＞

	採卵鶏	肉用鶏	種鶏	七面鳥	あひる	その他
農場数	26	45	11	13	1	1
群数	96	325	73	43	4	1

（２）農場の登録制度

リトアニアでは、全ての商業用農場、350 羽以上の家きんを飼養する農場及び政府の支援（家きんの飼養管理を向上するための設備の導入に対する補助等）を受ける裏庭農場について登録が義務づけられている。裏庭農場で飼養されている家きんは全て自家消費用であり、商用農場由来の家きんを処理する食鳥処理場等は裏庭農場由来の家きんを受け入れていない。

（３）追跡体制の整備

リトアニア国内の管理プログラムに基づき、家きん肉等の製品は追跡可能とされなければならず、家きんが由来農場から食鳥処理場へ搬出される際には、原産地、目的地、移動手段等を記載した書類が群単位で発行される。また、生産された家きん肉が食肉加工場へ搬出される場合には、ラベル、添付書類等により由来農場の特定が可能な状態が維持されることとなっている。各処理施設において追跡体制が整備されているかどうかは、SFVS 地方支部の公的獣医師が確認している。

（４）食肉処理施設等

食鳥処理場は10ヶ所、食肉処理場は７ヶ所あり、これら全てSFVSの認可を受ける必要があり、現地査察等により、EU法規に定められている基準の充足が確認される。指定を受けた施設は、SFVS地方支部の定期的な査察を受ける。指定基準は、国内向け施設と輸出用施設で同一であり、全ての指定施設から EU 内外への輸出が可能。食鳥処理場における生前・生後検査は、SFVSが認定した公的獣医師により、EU法規に定められている基準に基づき実施している。

３．リトアニアにおけるHPAIにかかる防疫措置等

（１）HPAIの発生状況

リトアニアにおいて、過去に高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（通報対象鳥インフルエンザ：NAI）が発生したことはない。また、リトアニアにおいて同病に対するワクチン接種は禁止されている。

なお、リトアニアの周辺諸国のうちエストニア、ラトビア、ベラルーシ及びロシアの飛び地であるカリーニングラード州においては2005年以降OIEに高病原性鳥インフルエンザ発生の通報はない。ポーランドについては、2009年以降発生がなかったものの、本年12月、発生が確認された。

（２）HPAIの診断体制

内閣直属の組織である National Food and Veterinary Control Department (NFVRAI)が動物の疾病の診断及び食品安全に関する検査を実施しており、鳥インフルエンザのリトアニア国内のナショナルリファレンスラボラトリー（NRL）として指定されている。NFVRAI では EU 規則に基づき鳥インフルエンザの検査がなされており、陽性となった検体から分離されたウイルスは EU の鳥インフルエンザリファレンスラボラトリーであるイギリスのウェイブリッジ研究所に送付され、詳細な解析等に供される。

（３）HPAIのサーベイランス体制

パッシブサーベイランスについては、まず、家きんに関し、関連法規のもと、家畜の飼養者は、高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う場合、民間獣医師又はSFVS地方支部に通報する義務を負っている。リトアニアでは疾病が発生した農家への補償金を支払うための、政府の積立金が準備されており、疾病の通報が奨励されている。通報に遅れがあった場合や、農場主が疾病拡大防止のための適切な措置を講じなかった場合は、補償金の支払はなされない。また、野鳥に関しては、死亡鳥及び感染が疑われる鳥を対象として、SFVS 地方支部の獣医師により採材が通年行われ、検査に供されている。2014年及び2015年には、家きん及び野鳥ともに、高病原性鳥インフルエンザの発生を疑う事例の通報はなかった。

アクティブサーベイランスについては、全ての商業用家きん農場が対象とされ、各農場においては、EU法規に基づき、95%の信頼度、30%の有病率と仮定した場合に、少なくとも１羽の陽性家きんを検出できる検体数が採材されている。2015年の検査実績は以下のとおりであり、全て鳥インフルエンザ陰性であった。なお、スクリーニングはELISA及びHI、確定診断はRT-PCRにより行われている。

＜表２：アクティブサーベイランスの検査農場数及び検体数＞

	採卵鶏	種鶏	あひる	七面鳥
検査農場数	20 農場（93 群）	7 農場（46 群）	1 農場（10 群）	12 農場（37 群）
検体数	930(10 検体/群)	460(10 検体/群)	200(20 検体/群)	740(20 検体/群)

※ がちょう、きじ、ほろほろちょうについては、商業用農場がなかったため、検査が行われていない。

（４）HPAI 発生時の防疫措置

SFVS に鳥インフルエンザ疑いの通報があった場合、EU 規則に基づき家きんの殺処分、死体の廃棄、農場の洗浄及び消毒等の措置が講じられる。また、発生農場周囲に半径 3km の制限区域が設定され、家きん及び感染を拡げる原因となる物品等の移動制限、区域内の農場の特定及び必要に応じた検査等が行われるとともに、半径 10km のサーベイランス区域が設定され、許可を得ない家きんの移動の禁止、区域内の農場の検査等が行われる。

追跡調査により疫学関連農場が特定された場合、検査によりこれら農場における同病の発生がないことが確認されるまで、隔離等の措置が講じられる。疫学的情報により、感染の疑いが濃厚と考えられる場合は、発生農場と同様、家きんの殺処分、死体の処理、汚染の恐れのある物品の処分等の措置が講じられる。

HPAI の発生が確認された場合、確認後 24 時間以内に、OIE、EU 諸国及び我が国を含む関係各国への通報が行われる。

（５）輸出入検疫体制

EU 法規に基づき、国境及び国際空港に、合計 13 ヶ所の国境検疫所（BIP）が設置されており、うち２ヶ所から家きんの輸入が可能となっている。輸出検疫証明書の発行は SFVS 地方支部が所管しており、証明書の発行は公的獣医師による輸出先国の要件の確認、製造記録、検査室検査の結果の精査等を経て行われる。

４．総合評価

リトアニア家畜衛生当局からの情報提供により、以下のことが確認された。

（１）家畜衛生体制に関しては、組織、法制度ともに高病原性鳥インフルエンザ等の重要疾病の予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。

（２）同国において、過去に NAI の発生は確認されたことはなく、NAI ワクチンの接種も禁止されている。また、NAI のアクティブサーベイランスは全ての商業用家きん農場について、パッシブサーベイランスは裏庭養鶏も含めた飼養家きん及び野鳥において適切に実施されている。

（３）輸出入検疫に関しては、EU 加盟国との輸出入、EU 以外の第三国との輸出入について法令で定められており、適切な輸入検疫が実施されるとともに、第三国への輸出検疫については、相手国側の条件を遵守した適切な輸出管理が行われている。

以上のことから、リトアニアを高病原性鳥インフルエンザの清浄国として認定し、同国からの生鮮家きん肉等の輸入を解禁しても、同病が我が国へ侵入するリスクは無視できると考えられた。